

100年の歴史を持つ民生委員制度。
わたしたちは、
「支えあう 住みよい社会 地域から」
をスローガンに活動しています。

住民の立場にたって まちの福祉を担う ボランティアです

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。

全国共通の制度として、全国に24万人、千葉県(千葉市を除く)では、約7800人の民生委員・児童委員が活動しています。任期は3年です。

安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」「かまってほしくない」と訪問を断る方もいらっしゃいます。

民生委員・児童委員には法による守秘義務があります。

同意なく相談内容が他の人に伝わることはありません。安心して相談してください。

ご存知ですか？

民生委員 児童委員

生活上のお困りごとや
悩みごとをご相談ください。

この地区の担当は

です。



民生委員・児童委員は

Q 民生委員・児童委員ってどういう人？

A 簡単に言うと、「福祉のことを知っているご近所さん」です。専門的な技能や資格を持っているわけではなく、住民の方からの相談内容に応じて、必要な支援を受けることができる専門機関などにつなぎ、課題が解決できるよう寄り添います。そのために、行政や社会福祉協議会、学校など、さまざまな機関と連携しています。また、民生委員・児童委員の中には、児童を専門に担当する「主任児童委員」がいます。

Q 誰がなっているの？

A 民生委員法に民生委員になることができる人が定められています。

市町村ごとに設置される推薦会において、地域住民の中で、社会福祉に熱意のある人が選ばれます。

Q 相談内容は誰にも知られたくないんだけど…

A 民生委員法に守秘義務が定められています。同意いただいていないことを他の人に漏らすことはありません。

ひとりで悩まずに相談してください



民生委員・児童委員
主任児童委員

市町村
役場

社会福祉
協議会

福祉
事務所

自治会
町内会

児童
相談所

地域包括
支援センター

保育所
幼稚園
学校

子育て
支援センター

福祉
施設

警察
消防

医療
機関

保健所

民生委員・児童委員は、
あなたの必要な支援に
つなぎ、ネットワークで
あなたを支えます!!

こんな活動をしています

民生委員・児童委員は、担当する地域に暮らす**身近な相談相手**として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、必要な支援への「**つなぎ役**」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りをおこなっています。

こんな悩みありませんか？

生活・健康の不安

- ひとり暮らしでさみしい
- 高齢者二人で、何かあった時に不安
- 身体やうつ・認知症などが心配



お金のこと

- 生活費がない
- 子どもの進学費がない
- 定年退職後の生活費が不安



福祉サービスのこと

- 困っているけど、どこに相談していいのかわからない…
- 介護保険はどうやって使うの？
- 配食サービスを利用したい…



ご近所で気になることはありませんか？

ご近所のこと

- 最近、〇〇さんの姿を見かけない
- 〇〇さんの家に何日分も新聞がたまっている
- 〇〇さんが送りつけ商法の被害にあっているみたい



虐待かも…

- 〇〇さんの家の怒鳴り声と子どもの泣き声がすごい…
- 〇〇さんの子どもが何日も服を変えていない…
- 〇〇さんの年金が同居の親族に使い込まれているみたい



子育てのこと

- 子育てのことで相談できる人がいない…
- 子育てがうまくいなくて不安…
- 子どもをたたいてしまいそう
- 子どもが学校に行かなくなった…

